



山形県公報

平成15年6月3日(火)
第1445号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

|                                           |                     |
|-------------------------------------------|---------------------|
| 一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....                   | (環境整備課) ...745      |
| 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請.....                   | (同) ...746          |
| 山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程.....     | (農政企画課) ... 同       |
| 山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程..... | (同) ...747          |
| 土地改良事業施行の適当の決定.....                       | (庄内総合支庁農村計画課) ... 同 |
| 同.....                                    | (同) ... 同           |
| 公共測量の実施の通知.....                           | (管理課) ...748        |
| 河川区域の変更による廃川敷地等.....                      | (河川砂防課) ... 同       |
| 同.....                                    | (同) ... 同           |
| 同.....                                    | (同) ... 同           |
| 同.....                                    | (同) ...749          |

### 公 告

|                           |               |
|---------------------------|---------------|
| 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告..... | (情報企画課) ... 同 |
|---------------------------|---------------|

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第594号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条第1項の規定により、次のとおり一般廃棄物処理施設の変更の許可について申請があった。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成15年7月2日まで縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
米沢市大字板谷315番地  
ジークライト株式会社  
代表取締役 苅部 隆
- 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
米沢市大字板谷字四郎右工門沢773番地1及び773番地2
- 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場
- 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
ごみ(焼却灰、不燃物、し尿汚泥)
- 申請年月日  
平成15年4月10日
- その他

この告示に係る一般廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 意見の対象となる一般廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 山形県告示第595号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の4第1項の規定により、次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可について申請があつた。

なお、関係書類は、文化環境部環境整備課及び置賜総合支庁保健福祉環境部環境課において平成15年7月2日まで縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 申請者の住所、名称及び代表者の氏名  
米沢市大字板谷315番地  
ジークライト株式会社  
代表取締役 苅部 隆
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
米沢市大字板谷字四郎右工門沢773番地1及び773番地2
- 3 産業廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号八に掲げる産業廃棄物の最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類  
燃え殻、污泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、鉋さい、がれき類、ばいじん及び産業廃棄物を処分するために処理したもの
- 5 申請年月日  
平成15年4月10日
- 6 その他

この告示に係る産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、次の事項を記載した生活環境の保全上の見地からの意見書を縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出する者の氏名及び住所(法人にあつては名称及び所在地並びに代表者の氏名)
- (2) 意見の対象となる産業廃棄物処理施設を特定するための事項
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見

#### 山形県告示第596号

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県農業総合振興資金利子補給補助金交付規程(昭和48年6月県告示第796号)の一部を次のように改正する。  
第4条の表中「年0.75パーセント」を「年0.65パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成15年4月18日から適用する。
- 2 平成15年4月18日前に貸し付けられた農業総合振興資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第597号

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年6月3日

山形県知事 高橋和雄

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県園芸銘柄産地育成推進資金利子補給補助金交付規程(平成4年6月県告示第729号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号口中「年2.25パーセント」を「年2.15パーセント」に改める。

第4条の表中「年1.25パーセント」を「年1.15パーセント」に改める。

附則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条及び第4条の規定は、平成15年4月18日から適用する。
- 2 平成15年4月18日前に貸し付けられた園芸銘柄産地育成推進資金に係る利子補給補助金の額については、改正後の第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 山形県告示第598号

今野川土地改良区から土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年5月23日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

- (1) 新規土地改良事業計画書の写し(上野新田地区)
- (2) 今野川土地改良区定款の写し

## 2 縦覧に供する場所

羽黒町役場  
櫛引町役場

## 3 縦覧に供する期間

平成15年6月10日から同年7月8日まで

## 4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第599号

鶴岡市から土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により協議のあった土地改良事業の施行について、同条第5項において準用する同法第8条第1項の規定により平成15年5月22日その協議を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高橋和雄

## 1 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し(栄地区)

## 2 縦覧に供する場所

鶴岡市役所

## 3 縦覧に供する期間

平成15年6月3日から同年7月1日まで

## 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

## 山形県告示第600号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 公共測量を実施する地域  
山形市大字松原地域
- 2 公共測量を実施する期間  
平成15年5月22日から同年8月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量(4級基準点測量)

## 山形県告示第601号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系荒町川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成15年5月27日
- 3 廃川敷地等の位置  
(上流) 上山市鶴脛町二丁目740番1地先から  
(下流) 上山市鶴脛町二丁目741番5地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地60.55㎡

## 山形県告示第602号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系野呂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成15年5月27日
- 3 廃川敷地等の位置  
(上流) 山形市長町三丁目2083番地先から  
(下流) 山形市長町三丁目9番26地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地680.54㎡

## 山形県告示第603号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 河川の名称  
一級河川最上川水系河原期川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年5月27日

3 廃川敷地等の位置

(上流) 上山市河崎二丁目字石崎79番7地先から

(下流) 上山市河崎二丁目字反田24番1地先まで

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地202.99㎡

山形県告示第604号

河川区域の変更等により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、土木部河川砂防課及び村山総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成15年6月3日

山形県知事 高橋和雄

1 河川の名称

一級河川最上川水系馬立川

2 廃川敷地等が生じた年月日

平成15年5月27日

3 廃川敷地等の位置

山形市中桜田二丁目45番の一部

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地15.55㎡

## 公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成15年6月3日

山形県知事 高橋和雄

1 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

電子計算機の賃貸借ならびにプログラム・プロダクトの使用権の設定及びシステム制御プログラムの技術援助 一式

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023(630)2098

(3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北支社 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号

(5) 随意契約に係る契約金額 47,343,240円

(6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約

(7) 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第10条第1項第2号該当

2 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量

電子計算機の賃貸借ならびにプログラム・プロダクトの使用権の設定及びシステム制御プログラムの技術援助 一式

(2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 山形市松波二丁目8番1号

電話番号023(630)2098

(3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日

(4) 随意契約の相手方の名称及び所在地

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

- (5) 随意契約に係る契約金額 145,532,352円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

- 3 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
電子計算機、周辺装置及びソフトウェアの賃貸借及び保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098

- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ東北支社 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目3番10号
- (5) 随意契約に係る契約金額 38,430,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

- 4 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワークにおけるサーバ運営管理保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098

- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
伊藤忠テクノサイエンス株式会社仙台営業所 宮城県仙台市青葉区花京院一丁目1番20号
- (5) 随意契約に係る契約金額 42,000,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

- 5 (1) 随意契約に係る物品等及び特定役務の名称及び数量  
山形県基幹高速通信ネットワーク運営管理保守 一式
- (2) 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県総務部総合政策室情報企画課ネットワーク推進係 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2098

- (3) 随意契約の相手方を決定した日 平成15年4月1日
- (4) 随意契約の相手方の名称及び所在地  
東日本電信電話株式会社山形支店 山形市本町一丁目7番54号
- (5) 随意契約に係る契約金額 40,425,000円
- (6) 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- (7) 随意契約による理由 特例政令第10条第1項第2号該当

正 誤

|            |           |     |      |     |      |
|------------|-----------|-----|------|-----|------|
| 発行年月日      | 県公報<br>番号 | ページ | 行    | 誤   | 正    |
| 平成15. 5.23 | 第1442号    | 705 | 下から2 | 字西貉 | 字西貉山 |